

「小幡緑地施設利用申込書」をご記入いただく前に 下記の事にご理解いただきますようお願いいたします。

(下に向かって読み進んでいただくと2ページ目に申込用紙があります)

★催事・遠足等で公園をご利用いただく前に

- ・利用団体の把握や催事の内容や人数など県への報告のため、事前に「小幡緑地施設利用申込書」を申し込みいただいておりますので、ご協力をお願いします。
- ・申し込みは窓口にて休業日を除く午前9時～午後5時に受付します。
- ・利用時にはあらかじめ許可を受けた「小幡緑地施設利用申込書」を携帯してください。
- ・「小幡緑地施設利用申込書」の申請は特定場所の占有を約束するものではありません。他の団体や個人も重複して利用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・公園の利用時間を守ってご利用ください。特に催事の準備等のために駐車場の門扉開閉時刻を変更することはできませんのであらかじめご了承ください。

* 駐車場利用時間 *

4～9月：午前8時30分～午後7時00分

10～3月：午前8時30分～午後5時30分

- ・原則として園内（施設箇所より奥）への車両の乗り入れはできません。やむを得ず、運搬など園内に車両を乗り入れする場合は事前に車両通行許可書を申請してください。
- ・広場、駐車スペースなどの場所取りはできません。
- ・大勢の来場が予想される場合は交通機関の利用または乗用車の乗り合わせをご案内いたしますようお願いいたします。

★その他注意事項

- ・ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・大声で騒ぐなど他の方や近隣住民の迷惑になる行為は固くお断りします。
- ・バーベキューなどの調理、花火など火気の使用はできません。
- ・犬、猫など動物の放し飼いは禁止です。
- ・屋外トイレにはトイレトーパーを設置しておりません。あらかじめご用意ください。

**以上の注意事項をご留意の上、次のページの申込書にご記入いただき、
小幡緑地管理事務所（西園）窓口にて申し込みしてください。**

